大阪市告示第1398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、大阪府知事より大阪都市計画臨港地区の変更（令和８年大阪府告示第1193号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和８年10月19日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　送付のあった図書の写し

大阪都市計画臨港地区の変更

（大阪港臨港地区）

２　縦覧場所

大阪市北区中之島１丁目３番20号　大阪市役所７階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）